

この規程は、本校の教育目標を達成するために、児童に自分からきまりを守ろうとする心を育て、楽しく安心できる学校生活を送ることができるように定めたものです。

1 登下校

- ① 登校は、7時40分から8時15分の間にしましょう。
- ② 登下校は必ず決まった通学路を通りましょう。
- ③ 出会った人には元気にあいさつをしましょう。
- ④ 忘れ物を取りに帰ってはいけません。
- ⑤ 16時30分には必ず下校しましょう。

2 授業中の心得

- ① 忘れ物をしないように、前の日には学習の準備をしましょう。
- ② 授業の始めと終わりには、姿勢を正してあいさつをしましょう。
- ③ 先生や友達の話をしっかりききましょう。
- ④ 授業中に勝手におしゃべりをしたり、関係のない本を読んだりしてはいけません。

3 校内の生活

- ① 廊下・階段は右側を静かに歩きましょう。
- ② 音楽やチャイムの合図の意味を考えて行動しましょう。
- ③ 特別教室や体育館への移動は、並んで静かに歩きましょう。
- ④ ボール等が屋根に上がったり、プールや潮回しに入ったりした時は、先生にとってもらいましょう。
- ⑤ 放課後や休日等、自転車で学校に来た時は、玄関前にきれいに並べましょう。運動場で自転車の乗ってはいけません。
- ⑥ 学校から帰って運動場で野球をする時は、プラスチックのバットとやわらかいボールでしましょう。
- ⑦ 日曜・休日は、体育館の前の水道を使うようにしましょう。

4 服装・頭髪

- ① 学習にふさわしい服装や頭髪で登校しましょう。(染髪はいけません。)
 - 手袋やマフラー、ネックウォーマーは、靴箱で外して、登下校の時だけにしましょう。
 - パーカーなどについているフードは、見通しが悪くなるので、かぶらないようにしましょう。
 - 髪が目にかかる場合は、飾りのない無地の黒ピンや無地のゴム(黒、紺、茶)でとめましょう。
 - 髪が肩にかかる場合は、必ず結びましょう。
- ② 運動しやすい靴をはきましょう。(靴底の厚い物やハイカットは使用しない。)
- ③ 学校に着いたら、名札を左胸の見える位置につけましょう。
- ④ 体育の授業では、体操服(体操シャツ・ハーフパンツ)、短い靴下(スクールソックスなど)、赤白帽子を着用しましょう。また、体操服の首や袖から下着などが出ないようにしましょう。

5 所持品

- ① 学習に不要な物、お金などは持って来てはいけません。
(シャープペンシルやロケット鉛筆、必要のないカラーペンやラインペンを持ってきません。)
※5・6年生は、キャップ式の赤、青ボールペンを持ってきても良いです。ただし、修正テープを持ってきてはいけません。授業で、赤・青鉛筆を使用するため、筆箱に入れておきましょう。
(キーホルダーやマスコットなどをランドセルや筆箱につけてはいけません。)
(携帯電話・スマートフォンを持ってきてはいけません。)
- ② 学校にお菓子やジュースなどを持ってきてはいけません。(放課後や休日も)
- ③ 置き傘をすることは、折りたたみ傘を教室のロッカーに入れましょう。
(学校の傘を借りた時は、しっかり乾かしてから先生に返しましょう。)
※不要物を発見した場合は、学校で預かり指導したうえ、保護者に返却する。

6 校外の生活

- ① 遊びに行く時は、「だれと」「どこへ」「何をしに行くのか」「何時ごろ帰るのか」を家の人にとってから出かけましょう。

② 大人おとなのひとがいない家いえに入はいって遊あそんではいけません。

③ 知しらない人ひとについて行いってはいけません。

④ 帰きたくじこくままも 次つぎの時じ刻こくには家いえにいましょう。

(4月がつ～10月がつ 5時じ30分ぶん) (11月がつ～3月がつ 5時じ)

⑤ 火ひ遊あそび等など、危き険けんな遊あそびをしてはいけません。

(はもの刃物はもの、ライター、エアガン、レーザーポインターなど)

⑥ 川かわや海うみや山やま等などの危き険けんな場ば所しょで遊あそんではいけません。

(こ子どもこだけでつりこをしてはいけません。)

⑦ イノシシやサル、野や犬けんなどに出で会あったらすぐにはなれ、お家うちの人ひとに知しらせましよう。

⑧ 水すい泳えい禁きん止し場ば所しょ (校こう区く内ないは全ぜん部ぶ水すい泳えい禁きん止し場ば所しょ) で泳およいではいけません。

また、学が校こう以い外がいのプかールいや海かい水すい浴よく場じょうに、子こどもこだけで行いってはいけません。

⑨ 線せん路ろの近ちかくや駐ちゅう車しゃ場じょう、マあンシきョちンあのロあビそー、空あき地ちなどあで遊あそんではいけません。

⑩ キなックあボそードばやリばッしプよスかティんックが等なは遊あそぶ場ば所しょを考かんえましよう。

(どうろ道どう路ろやほどう歩ほ道どでは乗のってはいけません。)

⑪ 子こどもこだけで、校こう区く外がいへ出でないようにしましよう。

⑫ 用ようがないのに、スしーしャいプいーいマいーいケいツいトいやコしョうビいニいなどの商しょう店てんに出で入いりしてはいけません。

⑬ 子こどもこだけで、ゲえいムがセいンいタいーいや映えい画が館かん、カいラいオいケいボいクいスいに行いってはいけません。

⑭ 交こう通つうルるールるをしっかりり守まもりましよう。

⑮ 自じてん車しゃのきまりをよくよ読よんで守まもりましよう。

(1・2年ねん生せいは道どう路ろで乗のってはいけません。)

(3年ねん生せいは自じてん車しゃ教きょう室しつまで乗のってはいけません。)

(きけん危き険けんなので、ふみきり踏ふ切きりやこくどう国こく道どう31号ごう線せんで自じてん車しゃにの乗のってはいけません。かなら必かならずお押おしてある歩あるきましよう。)

⑯ 物ものを大たい切せつにしましよう。おかね金つかのかた使かんい方がを考かんえましよう。

⑰ おかね金かや物かのかをもらったり、貸かし借かりをしたり、おごつたりおごられたりしてはいけません。

⑱ 友ともだちの電でん話わ番ばん号ごうを人ひとに教おしえてはいけません。

⑲ スけいマたいフいョんや携けい帯たい電でん話わ、ゲなムな等なは、お家うちのひとと使つかい方かたの約やく束そくをして使つかいましよう。

・ついで **い**か ない。

・はなしに **の** らない。

・ **お** おごえをだす。

・ **す** ぐににげる。

・ **し** らせる。

7 特別な指導

① 次のようなことをした場合は、特別な指導を行います。

【法令・法規に違反した場合】

・万引き、窃盗 ・いじめ ・器物破損 ・暴力行為 ・喫煙、飲酒 ・薬物の乱用

【学校のきまりに違反した場合】

・服装や頭髪の違反 ・所持品の違反 ・先生の指示をきかない

【学校が教育上必要と判断した場合】

・家出 ・けんか ・落書き ・金品持出し

② 特別な指導は、次のように行います。

- ・ 特別な指導のねらいは児童が自ら行動を反省し、より充実した学校生活を送るためのものです。指導に当たっては、原則として児童や保護者に、特別な指導を実施するに至った事実関係と指導の内容を説明するとともに、保護者の理解と了解を得た上で実施します。

※ 緊急を要する等、やむを得ない場合は、校長判断のもと特別な指導を行います。

- ・ 特別な指導の内容は、保護者との話し合い、別室（保健室等）での指導（事実関係の確認、説諭や反省文等）、自主的活動、事後指導等です。

【自主的活動の期間の目安】

- ・ 器物破損、授業妨害など（3日間）・暴力行為、喫煙、飲酒、薬物の乱用など（5日間）
- ・ 特別な指導は、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、管理職等で連携を取りながら校長室・保健室等の別室で行います。
- ・ 必要に応じて、警察等関係諸機関と連携を行います。
- ・ 事後指導として、経過を観察し、指導を継続して行います。

③ 故意に器物を破損したと見なした場合は、弁償していただきます。

④ 特別な指導に至らない軽微なものについては、保護者と連携して指導します。

保護者の方へ

学校は集団で学習するところです。このことを理解していただき、学校のきまりを遵守するようご協力をお願いします。また、放課後等、校外での安全・規範についても学習の一つだと考えております。学校でも指導を行います。ご家庭でも指導・配慮いただきますようお願いいたします。

なお、欠席・遅刻をする場合は、8時15分までに連絡してください。連絡がなく登校していない場合、事故や事件に遭遇したのではないかと心配をします。よろしくお願いいたします。